

第4節 子育て

1 子ども・子育て支援

(子ども・子育て支援新制度の着実な実施) (再掲)

地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実 (再掲)

第1章 第2節 1 子育てに関する支援(経済的支援、心理的・肉体的負担の軽減等)(子ども・子育て支援新制度の着実な実施)地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実 を参照のこと。

(保護者の就業形態や就業の有無等にかかわらず多様な保育・子育て支援の拡充) (再掲)

保護者の就業形態や就業の有無等にかかわらず多様な保育・子育て支援の拡充 (再掲)

第1章 第2節 1 子育てに関する支援(経済的支援、心理的・肉体的負担の軽減等)(保護者の就業形態や就業の有無等にかかわらず多様な保育・子育て支援の拡充)保護者の就業形態や就業の有無等にかかわらず多様な保育・子育て支援の拡充 を参照のこと。

2 子育てに関する経済的支援・教育費負担の軽減

児童手当の支給・在り方の検討 (再掲)

第1章 第2節 1 子育てに関する支援(経済的支援、心理的・肉体的負担の軽減等)(子育てに関する経済的支援・教育費負担の軽減)児童手当の支給・在り方の検討 を参照のこと。

幼児教育・保育の無償化の着実な実施 (再掲)

第1章 第2節 1 子育てに関する支援(経済的支援、心理的・肉体的負担の軽減等)(子育てに関する経済的支援・教育費負担の軽減)幼児教育・保育の無償化の着実な実施を参照のこと。

高校生等への修学支援 (再掲)

第1章 第2節 1 子育てに関する支援(経済的支援、心理的・肉体的負担の軽減等)(子育てに関する経済的支援・教育費負担の軽減)高校生等への修学支援 を参照のこと。

高等教育の修学支援 (再掲)

第1章 第2節 1 子育てに関する支援(経済的支援、心理的・肉体的負担の軽減等)(子育てに関する経済的支援・教育費負担の軽減)高等教育の修学支援 を参照のこと。

国民健康保険料の負担軽減を行う地方公共団体への支援 (再掲)

第1章 第2節 1 子育てに関する支援(経済的支援、心理的・肉体的負担の軽減等)(子育てに関する経済的支援・教育費負担の軽減)国民健康保険料の負担軽減を行う地方公共団体への支援 を参照のこと。

3 仕事と子育てを両立するための働き方改革

(長時間労働の是正) (再掲)

長時間労働の是正及び年次有給休暇の取得促進 (再掲)

第1章 第1節 6 働き方改革と暮らし方改革 (長時間労働の是正)長時間労働の是正及び年次有給休暇の取得促進 を参照のこと。

（多様で柔軟な働き方の実現に向けた取組）（再掲）

「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」等に基づく取組の推進（再掲）

第1章 第1節 6 働き方改革と暮らし方改革（多様で柔軟な働き方の実現に向けた取組）「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」等に基づく取組の推進を参照のこと。

多様な正社員制度の導入・普及（再掲）

第1章 第1節 6 働き方改革と暮らし方改革（多様で柔軟な働き方の実現に向けた取組）多様な正社員制度の導入・普及を参照のこと。

テレワークの推進（再掲）

第1章 第1節 6 働き方改革と暮らし方改革（多様で柔軟な働き方の実現に向けた取組）テレワークの推進を参照のこと。

転勤等に関する仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進の更なる取組（再掲）

第1章 第1節 6 働き方改革と暮らし方改革（多様で柔軟な働き方の実現に向けた取組）転勤等に関する仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進の更なる取組を参照のこと。

時間単位の年次有給休暇制度の企業への導入促進（再掲）

第1章 第1節 6 働き方改革と暮らし方改革（多様で柔軟な働き方の実現に向けた取組）時間単位の年次有給休暇制度の企業への導入促進を参照のこと。

国の率先的取組（再掲）

第1章 第1節 6 働き方改革と暮らし方改革（多様で柔軟な働き方の実現に向けた取組）国の率先的取組を参照のこと。

（雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保に向けた取組）（再掲）

非正規雇用対策の推進（再掲）

第1章 第1節 1 若い世代が将来に展望を持てる雇用環境等の整備（経済的基盤の安定）非正規雇用対策の推進を参照のこと。

雇用によらない働き方の者に対する支援（再掲）

第1章 第1節 6 働き方改革と暮らし方改革（雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保に向けた取組）雇用によらない働き方の者に対する支援を参照のこと。

4 男女共に仕事と子育てを両立できる環境の整備、女性活躍の推進

（保育の受け皿整備の一層の加速）（再掲）

「子育て安心プラン」等に基づく保育の受け皿の整備（再掲）

第1章 第1節 3 男女共に仕事と子育てを両立できる環境の整備（保育の受け皿整備の一層の加速）「子育て安心プラン」等に基づく保育の受け皿の整備を参照のこと。

地域の実情に応じた保育の実施（再掲）

第1章 第1節 3 男女共に仕事と子育てを両立できる環境の整備（保育の受け皿整備の一層の加速）地域の実情に応じた保育の実施を参照のこと。

（保育人材確保のための総合的な対策の推進）（再掲）

保育人材の確保（再掲）

第1章 第1節 3 男女共に仕事と子育てを両立できる環境の整備（保育人材確保のための総合的な対策の推進）保育人材の確保を参照のこと。

(放課後児童クラブ・放課後子供教室の整備及び一体的な実施) (再掲)

「新・放課後子ども総合プラン」の実施(再掲)

第1章 第1節 3 男女共に仕事と子育てを両立できる環境の整備（放課後児童クラブ・放課後子供教室の整備及び一体的な実施）「新・放課後子ども総合プラン」の実施を参照のこと。

(企業等による事業所内保育施設等の設置の促進) (再掲)

企業等による事業所内保育施設等の設置の促進 (再掲)

第1章 第1節 3 男女共に仕事と子育てを両立できる環境の整備（企業等による事業所内保育施設等の設置の促進）企業等による事業所内保育施設等の設置の促進を参照のこと。

(高等学校等における妊娠した生徒への配慮) (再掲)

高等学校等における妊娠した生徒への配慮(再掲)

第1章 第1節 3 男女共に仕事と子育てを両立できる環境の整備（高等学校等における妊娠した生徒への配慮）高等学校等における妊娠した生徒への配慮を参照のこと。

(育児休業や育児短時間勤務などの両立支援制度の定着促進・充実) (再掲)

育児休業や短時間勤務等の両立支援制度の定着 (再掲)

第1章 第1節 3 男女共に仕事と子育てを両立できる環境の整備（育児休業や育児短時間勤務などの両立支援制度の定着促進・充実）育児休業や短時間勤務等の両立支援制度の定着を参照のこと。

育児休業からの円滑な復帰の支援 (再掲)

第1章 第1節 3 男女共に仕事と子育てを両立できる環境の整備（育児休業や育児短時間勤務などの両立支援制度の定着促進・充実）育児休業からの円滑な復帰の支援を参照のこと。

育児休業の取得等を理由とする不利益取扱いの防止 (再掲)

第1章 第1節 3 男女共に仕事と子育てを両立できる環境の整備（育児休業や育児短時間勤務などの両立支援制度の定着促進・充実）育児休業の取得等を理由とする不利益取扱いの防止を参照のこと。

非正規雇用労働者に対する支援 (再掲)

第1章 第1節 3 男女共に仕事と子育てを両立できる環境の整備（育児休業や育児短時間勤務などの両立支援制度の定着促進・充実）非正規雇用労働者に対する支援を参照のこと。

正規雇用・非正規雇用にかかわらず妊娠・出産前後の継続就業の支援 (再掲)

第1章 第1節 3 男女共に仕事と子育てを両立できる環境の整備（育児休業や育児短時間勤務などの両立支援制度の定着促進・充実）正規雇用・非正規雇用にかかわらず妊娠・出産前後の継続就業の支援を参照のこと。

(子育て等により離職した女性の再就職支援、地域活動への参画支援) (再掲)

子育て女性等の再就職支援 (再掲)

第1章 第1節 4 子育て等により離職した女性の再就職支援、地域活動への参画支援 子育て女性等の再就職支援を参照のこと。

女性の幅広い活躍を推進する学び直し支援(再掲)

第1章 第1節 4 子育て等により離職した女性の再就職支援、地域活動への参画支援 女性の幅広い活躍を推進する学び直し支援 を参照のこと。

(女性の活躍の推進)

女性の職業生活における活躍の推進

労働者が性別により差別されることなく、また、働く女性はその能力を十分に発揮できる雇用環境を整備するため、男女雇用機会均等法に沿った男女均等取扱いがされるよう周知徹底、指導を行うとともに、事業主と労働者の間に紛争が生じた場合には円滑かつ迅速な解決が図られるよう援助を行っている。

さらに、働きたいという希望を持つ全ての女性の活躍を推進するため、女性活躍推進法は、国・地方公共団体及び常時雇用する労働者数が301人以上の民間事業主に対し、女性の採用・登用などの状況を自ら把握し、課題分析した上で、数値目標を含む行動計画を策定・公表することや、女性の活躍状況に関する情報を公表することを義務付けている(300人以下の中小企業の事業主は努力義務)。加えて、事業主が公表した女性の採用割合や管理職割合、超過勤務の状況等は政府のウェブサイト¹において一覧化し、広く情報提供している。

更なる女性活躍推進のため、「一般事業主行動計画」(以下「行動計画」という。)の策定義務や情報公表義務の対象を、常時雇用する労働者数101人以上の事業主に拡大すること、情報公表内容の強化等を内容とする「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律」(令和元年法律第24号。以下「改正女性活躍推進法」とい

う。)が2020年6月に施行された(対象企業拡大については2022年4月1日施行)。

また、女性活躍推進法に基づき、地方公共団体は各地域の特性を踏まえた主体的な取組を推進するため、地域の女性の職業生活における活躍についての推進計画を策定するよう努めるものとされており、推進計画に基づく取組について、「地域女性活躍推進交付金」等により支援を行っている。

民間事業主に対しては、女性活躍推進法に定める、自社の女性活躍の状況把握、課題分析、行動計画策定等について、中小企業における法に基づく取組を支援することを目的とした「中小企業のための女性活躍推進事業」を実施するとともに、行動計画に定めた目標を達成した事業主に対する「両立支援等助成金(女性活躍加速化コース)」の支給や、企業の女性の活躍状況に関する情報や行動計画を公表できる場として提供している「女性の活躍推進企業データベース」について、学生や女性求職者の利便性を高めるため、スマートフォン版の対応や、検索機能の充実を図った。

さらに、行動計画の策定・届出が義務付けられている常時雇用する労働者数301人以上の大企業の届出率は、2020年12月末日時点で99.2%となっている。また、女性活躍の状況が優良な企業に対して行う「えるぼし」認定については、同じく2020年12月末日時点で1,209社となっており、改正女性活躍推進法により、更に基準の高い認定として創設された「プラチナえるぼし」については、同じく2020年12月末日時点で6社となっている。

今後、2022年4月1日より、行動計画策定義務等の対象が常時雇用する労働者数101人以上の事業主まで拡大されることから、円滑に行動計画の策定・届出が行われるよう、中小企業に対して行動計画策定の支援等を行うとともに、策定された行動計画に沿って適

1 特定事業主(国及び地方公共団体):「女性活躍推進法『見える化』サイト」(内閣府)
https://www.gender.go.jp/policy/suishin_law/index.html
 民間事業主:「女性の活躍推進企業データベース」(厚生労働省)
<https://positive-ryouritsu.mhlw.go.jp/positivedb/>

切に取組が行われるよう助言等を実施することで法の実効性確保を図り、より多くの企業が「えるぼし」認定、「プラチナえるぼし」認定に向けて取組を進めることができるよう、周知啓発を図ることとしている。(第2-2-4図、第2-2-5図)

つながる法人化を進めるとともに、家族経営協定の締結の促進や、女性の活躍推進に積極的に取り組む経営体の育成等を通じ、子育て期の女性でも働きやすい環境づくりを推進している。また2020年度からは女性農業者の託児や農作業代替を地域で一体的にサポートするネットワークの構築支援を行っており、地域においても仕事と子育てを両立できる環境の整備を推進している。

農業経営体等における女性が働きやすい環境づくりの推進

農業経営において、福利厚生面の充実にも

第2-2-4図 女性活躍推進法に基づく認定マーク「えるぼし」



資料：厚生労働省資料

第2-2-5図 女性活躍推進法に基づく特例認定マーク「プラチナえるぼし」



資料：厚生労働省資料

地域における女性の活躍の推進

「地域女性活躍推進交付金」において、多様な主体による連携体制の構築の下、女性活躍推進法に基づく協議会等を活用した継続就業を支援する仕組みづくりや、女性管理職育成の取組など女性活躍の取組や様々な課題・困難を抱える女性への支援等、住民に身近な地方公共団体が行う、地域の実情に応じた取組を支援することにより、地域における女性の活躍推進を図った。

また、独立行政法人国立女性教育会館においては、我が国唯一の女性教育に関するナショナルセンターとして、地域において女性の活躍を推進する中心的機関となる男女共同参画関連施設等の機能の充実・強化のため、地方公共団体や施設等の職員を対象とした研修事業や教育・学習支援事業等を行っている。

5 男性の家事・育児参画の促進

育児休業など男性の育児参画の促進（再掲）

第1章 第1節 5 男性の家事・育児参画の促進 育児休業など男性の育児参画の促進 を参照のこと。

男性国家公務員の育児に伴う休暇・休業の取得促進（再掲）

第1章 第1節 5 男性の家事・育児参画の促進 男性国家公務員の育児に伴う休暇・休業の取得促進 を参照のこと。

男性の家事・育児に関する啓発普及、意識改革（再掲）

第1章 第1節 5 男性の家事・育児参画の促進 男性の家事・育児に関する啓発普及、意識改革 を参照のこと。

6 子育ての担い手の多様化と世代間での助け合い

(地域住民の参画促進による子育ての担い手の多様化) (再掲)

地域共生社会の実現に向けた取組の推進（再掲）

第1章 第2節 4 子育ての担い手の多様化と世代間での助け合い（地域住民の参画促進による子育ての担い手の多様化）地域共生社会の実現に向けた取組の推進 を参照のこと。

「子育て支援員」の養成（再掲）

第1章 第2節 4 子育ての担い手の多様化と世代間での助け合い（地域住民の参画促進による子育ての担い手の多様化）「子育て支援員」の養成 を参照のこと。

地域の退職者や高齢者等の人材活用・世代間交流（再掲）

第1章 第2節 4 子育ての担い手の多様化と世代間での助け合い（地域住民の参画促進による子育ての担い手の多様化）地域の退職者や高齢者等の人材活用・世代間交流 を参照のこと。

(家族における世代間での助け合い) (再掲)

三世同居・近居しやすい環境づくり（再掲）

第1章 第2節 4 子育ての担い手の多様化と世代間での助け合い（家族における世代間での助け合い）三世同居・近居しやすい環境づくり を参照のこと。

7

多子世帯、多胎児を育てる家庭に対する支援

(多子世帯に配慮した子育て、保育、教育、住居など様々な面での負担の軽減策の推進) (再掲)

児童手当の支給・在り方の検討 (再掲)

第1章 第2節 1 子育てに関する支援(経済的支援、心理的・肉体的負担の軽減等)(子育てに関する経済的支援・教育費負担の軽減)児童手当の支給・在り方の検討 を参照のこと。

高等教育の修学支援 (再掲)

第1章 第2節 1 子育てに関する支援(経済的支援、心理的・肉体的負担の軽減等)(子育てに関する経済的支援・教育費負担の軽減)高等教育の修学支援 を参照のこと。

多子世帯又は第3子以降を対象とする保育所等の優先利用 (再掲)

第1章 第2節 2 多子世帯、多胎児を育てる家庭に対する支援(多子世帯に配慮した子育て、保育、教育、住居など様々な面での負担の軽減策の推進)多子世帯又は第3子以降を対象とする保育所等の優先利用 を参照のこと。

住宅政策における多子世帯への配慮・優遇措置 (再掲)

第1章 第2節 2 多子世帯、多胎児を育てる家庭に対する支援(多子世帯に配慮した子育て、保育、教育、住居など様々な面での負担の軽減策の推進)住宅政策における多子世帯への配慮・優遇措置 を参照のこと。

子育て支援パスポート事業の普及・促進 (再掲)

第1章 第4節 1 結婚を希望する人を応援し、子育て世帯をやさしく包み込む社会的機運の醸成 子育て支援パスポート事業の

普及・促進 を参照のこと。

(多胎児を育てる家庭に対する支援) (再掲)

多胎妊産婦等に対する支援 (再掲)

第1章 第2節 2 多子世帯、多胎児を育てる家庭に対する支援(多胎児を育てる家庭に対する支援)多胎妊産婦等に対する支援 を参照のこと。

8

住宅支援、子育てに寄り添い子供の豊かな成長を支えるまちづくり

融資、税制を通じた住宅の取得等の支援

良質な持家の取得を促進するため、住宅金融支援機構における証券化支援事業の長期固定金利住宅ローン(フラット35S)により、耐久性・可変性等に優れた住宅に係る金利引下げを行うとともに、2017年度から長期固定金利住宅ローン(フラット35子育て支援型)により、子育て支援に積極的な地方公共団体と住宅金融支援機構が連携し、地方公共団体による財政的支援とあわせて金利引下げを行っている。また、住宅ローン減税等の税制措置を講じている。

良質なファミリー向け賃貸住宅の供給促進

子育て世帯等を対象とする公的賃貸住宅の的確な供給や民間賃貸住宅への円滑な入居の支援等の各種施策を一体的に推進し、良質なファミリー向け賃貸住宅の供給を促進している。

地域優良賃貸住宅制度では、賃貸住宅の整備等に要する費用や家賃の低廉化に要する費用に対し、地方公共団体が助成を行う場合、国も支援を行っている(2018年度末時点管理実績:約11万戸)。都市再生機構の民間供給支援型賃貸住宅制度では、機構が整備した敷地を民間事業者が定期借地し、民間事業者による良質なファミリー向け賃貸住宅等の建

設・供給を支援している（2020年度末現在で約1万1,000戸）。

そのほか、高齢者等が所有する戸建て住宅等を、広い住宅を必要とする子育て世帯等へ賃貸することを円滑化することへの支援や、子育て世帯等の入居を受け入れることとしている民間賃貸住宅の情報提供等の居住支援を行っている。さらに、「新たな住宅セーフティネット制度」を推進する。

新たな住宅セーフティネット制度の推進

「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律」（平成29年法律第24号、同年4月26日公布、同年10月25日施行）により、民間賃貸住宅や空き家を活用した住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度等を内容とする「新たな住宅セーフティネット制度」が創設された。2021年度当初予算においても引き続き、住宅の改修や入居者負担の軽減等の支援を実施していく。

公的賃貸住宅ストックの有効活用等による居住の安定の確保

公営住宅においては、子育て世帯等について、入居者の選考に際し、地域の実情を踏まえた地方公共団体の判断により優先入居の取扱い及び入居収入基準の緩和を行っている。UR賃貸住宅においては、一定の要件を満たす子育て世帯等や子育て世帯等との近居を希望する支援世帯に対して、新築賃貸住宅の募集（抽選）時における当選倍率の優遇や、既存賃貸住宅の募集（先着順）時において、新たに入居する世帯の家賃を一定期間割引く制度を実施している。

公的賃貸住宅と子育て支援施設との一体的整備等の推進

大規模な公営住宅の建て替えに際して社会福祉施設等を原則として併設することを求めるとともに、公的賃貸住宅の建て替えや改修と併せて子育て支援施設等を導入する取組や

子育て世帯等の居住の安定確保に資する先導的な取組に対し、国が支援を行っている。また、「市街地再開発事業」等において施設建築物内に保育所等を導入した場合の補助等を行っている。

街なか居住等の推進

都心における職住近接により子育て世帯を支援するため、都市部や中心市街地における良質な住宅供給や良好な住宅市街地等の環境整備を行っている。

子育てフレンドリーで安全な都市の実現

公営住宅やUR賃貸住宅等の建て替えや改修に併せて子育て支援施設等を導入する取組に対し、国が支援を行っている。また、空き家等の既存住宅の購入に合わせた子育て世帯向けリフォームに対し、国が支援を行っている。

金融支援を通じた子育て支援施設を含む優良な民間都市開発事業の推進

市町村が定める都市再生整備計画の区域等において行われる優良な民間都市開発事業に対し、民間都市開発推進機構が出資を行うことにより、事業の立ち上げを支援する。その際、子育て支援施設等の整備を伴う場合には、事業区域面積要件の緩和を行っている。

小中学校の余裕教室、幼稚園等の活用による地域の子育ての拠点づくり

近年、少子化に伴う児童生徒数の減少等により、廃校となる小中学校や余裕教室が生じている。学校施設は、地域住民にとって身近な公共施設でもあることから、地域の実情や需要に応じて積極的に活用することが望ましく、廃校となった小中学校施設や余裕教室を保育施設として活用したり、地域における子育て支援の場として活用したりすることは、その需要のある地域においては有効であると考えられる。

廃校施設や余裕教室の有効活用に際して

は、国庫補助事業完了後10年以上経過した公立学校施設を無償で転用する場合には国庫納付金を不要とするなど、財産処分手続の大幅な簡素化・弾力化を図っているほか、様々な用途への活用事例を紹介したパンフレットを周知するなどにより、廃校施設や余裕教室の有効活用を促している。

さらに、2019年1月には、小学校の余裕教室等を活用した保育所等の整備について、児童福祉部局と連携・協力するよう各都道府県の教育委員会に依頼文を発出したところである。

9 子供が健康で、安全かつ安心に育つ環境の整備

(小児医療の充実)

小児医療の充実

小児医療については、今後の我が国の社会を担う若い生命を守り育て、また、保護者の育児面における安心の確保を図る観点から、地域においていつでも安心して医療サービスを受けられるよう、小児医療に係る医療提供施設相互の連携体制の構築を推進している。特に小児救急医療については、小児初期救急センター、小児救急医療拠点病院、小児救命救急センターの整備等を支援している。

また、休日・夜間における小児の症状等に関する保護者等の不安解消等のため、小児の保護者等に対し小児科医や看護師等が電話で助言等を行う「子ども医療電話相談事業（#8000事業）」の整備を進めている。2004年度より開始された本事業は、2010年度からは全都道府県で事業展開されている。（第2-2-6図）さらに、2019年度に、各都道府県が小児科医師確保計画を策定し、2020年度から同計画を基に、医療提供体制の見直しや医師派遣等の施策を進めている。小児医療については、近年の累次の診療報酬改定において重点的な評価が行われているところであり、2020年度診療報酬改定においても、小

児に対する継続的な診療をより一層推進する観点から、小児かかりつけ診療料の対象となる年齢を拡大するとともに、医療的ケアが必要な小児について、主治医と学校医等との連携を推進する観点から、主治医から学校医等への診療情報提供についての評価を新設したところである。

小児慢性特定疾病対策等の充実

小児慢性特定疾病対策については、2015年1月から、児童福祉法に基づき、公平かつ安定的な制度（小児慢性特定疾病医療費助成制度）を確立し、都道府県等において医療費助成が実施されている。医療費助成の対象疾病（※）は、2020年までに、同法改正法の施行前に対象としていた514疾病から762疾病に拡大している。

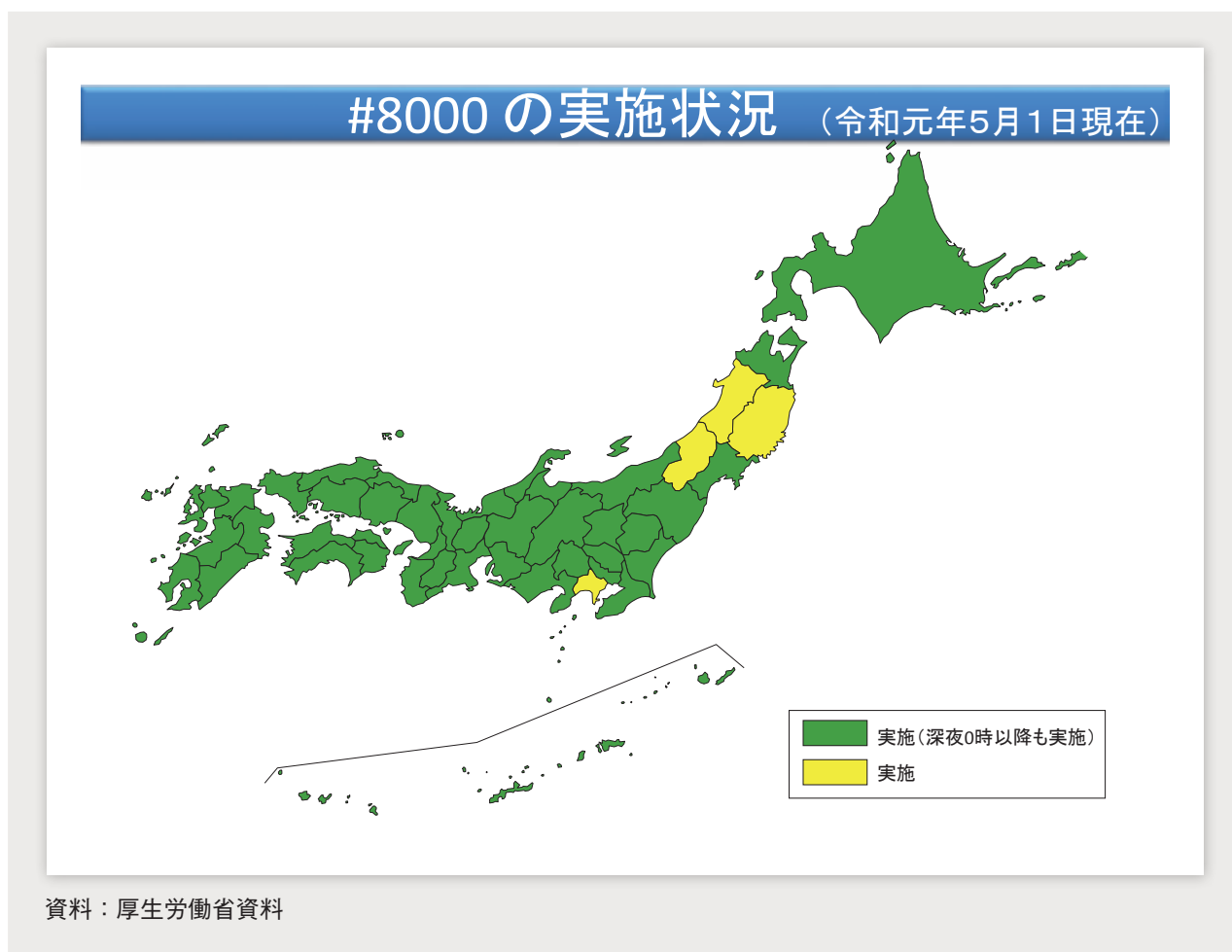
（※）小児慢性特定疾病：以下の〈1〉～〈4〉の要件を全て満たし、厚生労働大臣が定めるもの

〈1〉慢性に経過する疾病であること、〈2〉生命を長期にわたって脅かす疾病であること、〈3〉症状や治療が長期にわたって生活の質を低下させる疾病であること、〈4〉長期にわたって高額な医療費の負担が続く疾病であること。

医療費助成の対象となる疾病は、〈1〉悪性新生物、〈2〉慢性腎疾患、〈3〉慢性呼吸器疾患、〈4〉慢性心疾患、〈5〉内分泌疾患、〈6〉膠原病、〈7〉糖尿病、〈8〉先天性代謝異常、〈9〉血液疾患、〈10〉免疫疾患、〈11〉神経・筋疾患、〈12〉慢性消化器疾患、〈13〉染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群、〈14〉皮膚疾患、〈15〉骨系統疾患及び〈16〉脈管系疾患の16疾患群に分類されている。

また、幼少期から慢性的な疾病にかかっているため、学校生活での教育や社会性の涵養に遅れがみられ、自立を阻害されている児童等について、地域による総合的な支援により自立の促進を図る「小児慢性特定疾病児童等自立支援事業」についても2015年1月から

第2-2-6図 #8000 事業の実施状況について



児童福祉法に位置付けたところであり、同法に基づき都道府県等において実施されている。

さらに、児童福祉法改正法附則に基づく施行5年後の見直しについて、2019年5月から、厚生科学審議会疾病対策部会難病対策委員会及び社会保障審議会児童部会小児慢性特定疾患児への支援の在り方に関する専門委員会の合同委員会等において、検討を行っている。

予防接種の推進

予防接種は、感染症の発生及び流行から国民を守る極めて有効な手段であり、我が国の感染症対策上大きな役割を果たしてきたところである。今後も、予防接種の機会を広く確保するとともに、制度の見直し及び充実を図り、予防接種施策を適切に実施していくこと

が重要である。

2013年3月の予防接種法改正では、新たにHib感染症、小児の肺炎球菌感染症、ヒトパピローマウイルス感染症の三ワクチンが定期接種に位置付けられた。また、「予防接種に関する基本的な計画」（平成26年厚生労働省告示第121号）の策定、副反応疑い報告制度の法定化、厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会の設置等の取組が進んだ。さらに、先進諸国と比べて公的に接種するワクチンの数が少ない、いわゆる「ワクチン・ギャップ」の問題の解消に向け、厚生科学審議会等において「広く接種を促進していくことがのぞましい」とされた水痘、高齢者の肺炎球菌感染症については、2014年10月から、B型肝炎については、2016年10月から、ロタウイルス感染症については、2020年10月から定期接種として実施している。

こころの健康づくり

学校において健康課題を抱える子供に対する支援が適切に行われるよう、教員を対象とした参考資料を作成するとともに、養護教諭等を対象とした研修会の実施や、児童生徒の心のケア等を図るため、スクールカウンセラーの活用など学校における教育相談体制の充実に努めている。また、コロナ禍における対応として、各都道府県教育委員会等に対して通知等を発出し、児童生徒の心のケア等に十分に配慮するよう求めている。

さらに、児童思春期におけるこころの健康づくり対策としては、児童思春期におけるこころのケアの専門家の養成研修事業を行っており、精神保健福祉センター、児童相談所等では思春期の児童に係る相談支援を実施している。

加えて、様々な子供の心の問題、被虐待児の心のケアや発達障害に対応するため、都道府県及び指定都市における拠点病院を中核とし、各医療機関や保健福祉機関等と連携した支援体制の構築を図るとともに、災害時の子供の心の支援体制づくりのための「子どもの心の診療ネットワーク事業」を実施している。

(子供の健やかな育ち)

学校の教育環境の整備等

幼稚園については、2017年3月に「幼稚園教育要領」が改訂され、2018年4月から実施されている。幼稚園教育要領では幼稚園教育において育みたい資質・能力（「知識及び技能の基礎」、「思考力、判断力、表現力等の基礎」、「学びに向かう力、人間性等」）を明確化した。また、幼稚園教育要領に基づく活動全体を通して資質・能力が育まれている幼児の幼稚園修了時の具体的な姿を「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」として明確にし、小学校の教師と共有することにより幼稚園教育と小学校教育の接続について一層の推進を図った。

また、文部科学省では、2019年度において、地方公共団体における幼児教育センターの設置や幼児教育アドバイザーの配置等の、幼児教育の推進体制の充実・活用強化、幼稚園教諭の専門性向上のための幼稚園教諭免許法認定講習等の開設支援を通じた幼稚園教諭二種免許状から一種免許状への免許上進の促進、幼稚園の人材確保のための各地域における先導的な取組の支援と有効な方法の検証・普及、幼児教育の教育課題に対応した指導方法についてより充実するための調査研究等を行った。

保育所については、2015年4月からの「子ども・子育て支援新制度」の施行、0～2歳児を中心とした保育所利用児童数の増加など保育をめぐる状況が大きく変化したこと等を受け、2017年3月に「保育所保育指針」の改定を行った。社会保障審議会児童部会保育専門委員会の「保育所保育指針の改定に関する議論のとりまとめ」（2016年12月）において、改定の方向性として、〈1〉乳児・1歳以上3歳未満児の保育に関する記載の充実、〈2〉保育所保育における幼児教育の積極的な位置づけ、〈3〉子供の育ちをめぐる環境の変化を踏まえた健康及び安全の記載の見直し、〈4〉保護者・家庭及び地域と連携した子育て支援の必要性、〈5〉職員の資質・専門性の向上といった内容が示され、これを受けて改定を行ったものである。新たな保育所保育指針は2018年4月から適用されている。

また、保育の質を向上させるため、2020年3月に「保育所における自己評価ガイドライン」を改訂した。さらに、保育を含む福祉サービスの第三者評価事業の普及を図るため、「子ども・子育て支援新制度」において、保育所の受審料を支援する「第三者評価受審加算」を設けている。

幼稚園、保育所両方の性格を有する幼保連携型認定こども園については、教育課程そのほかの教育及び保育の内容に関する事項を定めた「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」（以下「教育・保育要領」という。）を

2014年4月に内閣府・文部科学省・厚生労働省で共同告示し、2015年4月から施行された。教育・保育要領の内容を定めるに当たっては、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第10条第2項において、幼稚園教育要領及び保育所保育指針との整合性の確保に配慮しなければならないとされている。このため、幼稚園教育要領及び保育所保育指針の改訂等に向けた検討を受け、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領の改訂に関する検討会」の審議を踏まえて教育・保育要領を改訂し、2017年3月に共同告示した。

新しい教育・保育要領の基本的な考え方は、〈1〉幼稚園教育要領及び保育所保育指針との整合性を確保すること、〈2〉幼保連携型認定こども園として特に配慮すべき事項等として「教育と保育が一体的に行われること」、「教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画の策定」、「多様な生活形態の保護者への配慮」等の記載を充実することの2点である。改訂の内容については、2018年4月から施行されている。

また、認定こども園法等において、教育及び保育並びに子育て支援事業等の状況についての評価が規定されている。評価のうち、第三者評価についての受審を進めていくために、「子ども・子育て支援新制度」において、第三者評価の受審料を支援する「第三者評価受審加算」を設けている。

初等中等教育については、2016年12月の中央教育審議会答申「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）」を踏まえ、現行学習指導要領の枠組みや教育内容を維持した上で、知識の理解の質の向上を図り、これからの時代に求められる資質・能力を育てていくことを目指した学習指導要領改訂を行った。新学習指導要領は、小学校では2020年4月から、中学校では2021年4月から全面実施され、高等学校で

は2022年4月から年次進行で実施されるところであり、その理念の実現に向けた施策を着実に進めている。

教員の養成においても、教職を目指す学生のための学校体験活動（学校における校務や放課後子供教室、土曜学習等の活動の補助）を免許状取得に必要な単位に含むことを可能としており、2019年度の入学生から、全国の大学等で学校現場の実情を踏まえたより実践的な教員養成が行われている。

また、学校の教育環境の根幹である教職員定数については、2017年度においては、学校現場における喫緊の課題のうち、今まで予算の範囲内で加配措置をしてきた、障害に応じた特別の指導（通級による指導）のための教員の定数や、外国人児童生徒等教育のための教員の定数等を2026年度までの10年間で計画的に基礎定数化することとし、2021年度においても着実に実施することとしている。

さらに、2021年度においては、学校における働き方改革を進めるとともに、少人数によるきめ細かな指導体制を構築するため、3,141人の教職員の定数改善（振替2,000人を除く改善は1,141人）が図られる。少人数によるきめ細かな指導体制については、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」（昭和33年法律第116号）を改正し、小学校の学級編制の標準を40人から35人に5年をかけて計画的に引き下げることとし、2021年度においては、小学校2年生で35人学級を実施したところである。また、学校における働き方改革を強力に推進するため、学習指導員（11,000人）やスクール・サポート・スタッフ（9,600人）、中学校における部活動指導員（10,800人）など31,400人の外部人材を活用する「補習等のための指導員等派遣事業」を引き続き実施している。

地域ぐるみで子供の教育に取り組む環境の整備

学校、家庭及び地域住民等がそれぞれの役割と責任を自覚しつつ、未来を担う子供たちを健やかに見守り育むことにより、地域や家庭の教育力の向上を図るため、放課後子供教室や家庭教育支援など、地域住民の参画による教育支援の取組を全国で推進している。

地域と学校の連携・協働については、2017年3月に改正した社会教育法及び「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」（昭和31年法律第162号）を踏まえて、幅広い地域住民や企業・団体等の参画により、地域と学校が連携・協働して、地域全体で未来を担う子供たちの成長を支え、地域を創生する「地域学校協働活動」を推進する体制（地域学校協働本部）と、保護者や地域住民等が学校運営に参画する仕組みであるコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）を一体的に推進している。

・地域学校協働本部

従来の学校支援地域本部等の地域と学校の連携体制を基盤として、より幅広い層の地域住民、団体等が参画し、緩やかなネットワークを形成することにより地域学校協働活動を推進する体制である地域学校協働本部の整備を推進している（2020年度本部数：10,878本部）。

・放課後子供教室

放課後等に、学校の余裕教室等を活用して、全ての子供を対象として、安全・安心な活動拠点（居場所）を設け、地域住民等の参画を得て、学習活動やスポーツ・文化芸術活動等の体験活動、地域住民との交流活動等の機会を提供する放課後子供教室を実施している（2020年度実施か所数：18,031教室）。

・コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）

保護者や地域住民等から構成される学校運営協議会において、学校運営の基本方針の承認を行うとともに、学校運営への必要な支援についての協議などが行われている（2020年度導入校数：9,788校）。

・家庭教育支援

地域において、保護者が安心して家庭教育を行うことができるよう、文部科学省では、家庭教育に関する支援が届きにくい家庭に配慮しつつ、地域の多様な人材を活用した家庭教育支援チーム等が地域の実情に応じて行う家庭教育支援に関する取組（保護者に対する学習機会や情報の提供、相談対応等）を推進するため、補助事業（地域における家庭教育支援基盤構築事業）等を実施している。また、地域における家庭教育支援の取組の効果的な実施に向けて、教育と福祉の連携に関する地方公共団体向けの委託事業（家庭教育支援推進事業）を実施した。

さらに、食事や睡眠といった子供たちの基本的な生活習慣の定着を図るため、独立行政法人国立青少年教育振興機構においては、文部科学省と連携し、「早寝早起き朝ごはん」国民運動に関する取組を実施している（「早寝早起き朝ごはん」フォーラム事業：5か所、「早寝早起き朝ごはん」推進校事業：10か所）。独立行政法人国立女性教育会館においては、男女共同参画社会形成に役立つリンク集「女性情報ナビゲーション¹」により、育児・子育て支援に関する有用なウェブページを紹介している。

いじめ防止対策の推進

いじめは、いじめを受けた子供の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長と人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命や身体に重大な危険を生じ

1 https://winet.nwec.jp/?page_id=138

させるおそれがあるものであり、どの子供にも、どの学校でも起こり得るものである。

2013年6月に成立した「いじめ防止対策推進法」(平成25年法律第71号)を踏まえ、文部科学省では同年10月、「いじめの防止等のための基本的な方針」(平成25年10月11日文部科学大臣決定)(以下「基本方針」という。)を策定した。以後、「いじめの防止等に関する普及啓発協議会」や、教員を対象とした「いじめの問題に関する指導者養成研修」を開催するなど、同法や基本方針の周知に取り組んでいる。また、2016年に、同法施行後3年が経過したことを受け、同法の施行状況の検証を行い、2017年には、学校におけるいじめへの組織的な対応を徹底させることなどを促すため、基本方針の改定を行うとともに、学校の設置者及び学校における同法、基本方針等に則った適切な調査の実施に資するため、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」を策定した。加えて、近年、若年層の多くが、SNSを主なコミュニケーション手段として用いているとともに、SNS上のいじめへの対応も大きな課題となっている状況を受け、文部科学省では、いじめを含む様々な悩みに関する児童生徒の相談に関して、SNS等を活用する利点・課題等について検討を行うため、2017年7月に有識者会議を開催し、2018年3月、「SNS等を活用した相談体制の構築に関する当面の考え方(最終報告)」を取りまとめた。また、2018年から地方公共団体に対し、SNS等を活用した児童生徒向けの相談体制の整備を支援している。さらに、2020年5月、新型コロナウイルス感染症に関連した児童生徒に対する差別や偏見を防止するため、各都道府県教育委員会等に通知を発出し、適切な知識をもとに発達段階に応じた指導を行うことなどを通じて、生徒指導上の配慮等を十分に行うことなどを周知している。

また、教育再生実行会議の第一次提言及びいじめ防止対策推進法を踏まえ、いじめの未然防止、早期発見・早期対応や教育相談体制

の整備及びインターネットを通じて行われるいじめへの対応を充実させるため、「いじめ対策・不登校支援等総合推進事業」を実施し、いじめの防止等のための対策を推進している。

退職した警察官等から成るスクールサポーターの学校への訪問活動等により、いじめ事案の早期把握に努めるとともに、把握したいじめ事案の重大性及び緊急性、被害を受けた児童生徒及びその保護者の意向、学校等の対応状況等を踏まえ、学校等と緊密に連携しながら、的確な対応を推進している。2020年4月現在、44都道府県で約860人のスクールサポーターが配置されている。

「食育」等の普及・促進及び多様な体験活動の推進

・食育の普及・促進

2005年6月に制定された「食育基本法」(平成17年法律第63号、同年7月施行)において、子供たちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性をはぐくんでいく基礎となるものと位置付けている。

同法では、食育推進会議(会長:農林水産大臣)が「食育推進基本計画」(以下「基本計画」という。)を作成することとされており、2016年度から2020年度の5年間を計画期間とする「第3次食育推進基本計画」(2016年3月18日食育推進会議決定)に基づき食育の推進に関する各種施策が行われてきた。2021年3月31日には、食育推進会議において、2021年度からおおむね5年間を計画期間とする「第4次食育推進基本計画」が決定された。同計画においては、国民の健康や食を取り巻く環境の変化、社会のデジタル化など、食育をめぐる状況を踏まえ、〈1〉生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進、〈2〉持続可能な食を支える食育の推進、〈3〉「新たな日常」やデジタル化に対応した食育の推進の三つに重点をおいた取組を行う

ことが定められている。持続可能な世界の実現を目指すため、経済、社会、環境の諸課題に統合的に取り組むSDGs への関心が世界的に高まる中、食育の取組においても、SDGs の考え方を踏まえて推進することが必要だとしている。

(国民運動としての食育の推進)

食育基本法の趣旨から、子供たちに対する食育が重要であるとの認識の下、基本計画に基づき、家庭、学校、保育所、地域等において、国民的広がりを持つ運動として食育を推進している。基本計画では、食育推進運動を重点的かつ効果的に実施し、食育の国民への浸透を図るため、毎年6月を「食育月間」と定めており、農林水産省では、毎年度「食育月間」実施要綱を策定して全国的な推進を図っている。「食育月間」における全国規模の中核的行事として食育推進全国大会を開催しているが、2020年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大により中止となった。「食育月間」では、農林水産省「消費者の部屋」において食育関連の展示を実施するとともに、食育を推進する取組として実施している第4回食育活動表彰の受賞団体の活動動画を作成し、農林水産省ホームページで紹介した。

また、2021年2月には新たな日常やデジタル化に対応した食育推進に向けた取組として、「新しい時代の食育を考える」をテーマとした「食育推進フォーラム2021」を開催した。

(家庭における食育の推進)

子供や若い世代の食生活の状況として、朝食の欠食率は小学生に比べ中学生になると高くなる傾向があり、成人後は20歳代、30歳代の若い世代の欠食率が高い。

文部科学省では、朝食摂取を含め、子供の基本的な生活習慣の形成を図っていくため、「早寝早起き朝ごはん」国民運動を関係機関と連携して推進している。

また、2015年度からスタートした「健やか親子21（第2次）」において、子供の生活習慣の形成という観点から、朝食を欠食する子供の割合を減らす取組、家族と一緒に食べる「共食」の回数を増やす取組などを推進している。今後は、成育基本法の趣旨も踏まえ、引き続き、関係する取組を推進していく。

(学校、保育所等における食育の推進)

学校における食育を推進するためには指導体制の整備が必要である。2005年4月に制度化された栄養教諭は、教育に関する資質と栄養に関する専門性を生かして、学校における食育推進の要として、食に関する指導と献立作成や衛生管理などの学校給食の管理を一体的に展開することにより、教育上の高い相乗効果をもたらしている。2020年5月1日現在で、全国の公立小中学校等において6,652人の栄養教諭が配置されている。また、文部科学省においては、食育教材や教職員向けの「食に関する指導の手引」等を作成し、ホームページで公開するとともに、モデル事業を展開するなど、学校における食育の推進に努めている。

児童福祉施設における食事は、入所する子供の健やかな発育・発達及び健康の維持・増進の基盤であるとともに、望ましい食習慣及び生活習慣の形成を図るなど、その果たす役割は極めて大きい。そこで、適切な栄養管理方法や食事提供における留意点、食を通じた自立支援など食育の推進についてまとめた「児童福祉施設における食事の提供ガイド」（2010年3月）を参考に、子供の健やかな発育・発達を支援する観点も踏まえ、児童福祉施設における食事提供を充実させている。

なお、保育所における食育の推進については、2017年3月に告示された、新たな「保育所保育指針」（2017年厚生労働省告示第117号。2018年4月1日施行）に位置付けられている。

(地域における食生活の改善等のための取組の推進)

健全な食生活の実現に当たり、一人一人が自ら食育に関する取組を実践できるよう、「食育ガイド」や「食事バランスガイド」、ごはんを中心に多様な副食を組み合わせて栄養バランスに優れた「日本型食生活」等について、関係機関や関係団体等を通じて普及啓発に努めるとともに、農林漁業体験を通じて食や農林水産業への理解を深める教育ファームなどの食育活動を支援した。さらに、学校給食における地場産物の活用など、地域の特性をいかした取組を促進している。

また、「子供の貧困対策に関する大綱」(2019年11月29日閣議決定)に基づき、子供の食事・栄養状態の確保、食育に関する支援やひとり親家庭の子供に対し、放課後児童クラブ等の終了後に生活習慣の習得・学習支援や食事の提供等を行うことが可能な居場所づくりを行っている。

・消費者教育・金融教育等の普及・促進

消費者が被害に遭わないようにし、自らの利益の擁護及び増進のため自主的かつ合理的に行動できる消費者であるため、また、消費者の日々の意思決定や行動が、総体として経済社会の発展や持続可能な社会を形成する上で大きな役割を果たすことを認識し、社会の一員として行動する消費者であるためには、消費者教育(消費者の自立を支援するために行われる消費生活に関する教育)が重要である。そのような消費者教育を総合的かつ一体的に推進するために、2012年12月に「消費者教育の推進に関する法律」(平成24年法律第61号)が施行され、消費者庁に審議会として消費者教育推進会議(同法第19条)が設置された。また、2018年3月には、同法に基づく「消費者教育の推進に関する基本的な方針」(2013年6月28日閣議決定)について、社会情勢等の変化を踏まえ、重点的に取り組む喫緊の課題を「当面の重点事項」として提示する等の変更がなされた。2019年10

月に始動した第4期消費者教育推進会議では、消費者教育推進会議委員で構成する分科会を開催し、個別の課題について機動的に議論し具体的な提言等を行っており、2019年12月には、「全世代における体系的な消費者教育に向けた連携に関する分科会」を立ち上げ、地方公共団体のコーディネート機能強化に向け、消費者教育推進計画のPDCAサイクルの確立に向けた方策等について議論を行い、2020年10月に国における今後の課題等を取りまとめた。また、2020年11月より、「社会のデジタル化に対応した消費者教育に関する分科会」を開催し、基本方針別紙において「当面の重点事項」として掲げた、「高度情報通信ネットワーク社会の発展に対応した消費者教育の推進」に関し、新型コロナウイルス感染症拡大による社会のデジタル化の加速化等も踏まえ、その実現に向けた議論を行っている。また、新型コロナウイルス感染症に関連し、第28回消費者教育推進会議においては「緊急時における消費者行動について」を議題として取り上げ、2021年1月に一連の調査・議論の結果の取りまとめ・公表を行った。

文部科学省では、学習指導要領に基づき、契約の重要性、消費者の権利と責任、消費者問題、生涯を見通した生活における経済の管理や計画などについて、小・中・高等学校の社会科、家庭科等の関係する各教科等において消費者教育が行われている。

また、文部科学省の消費者教育に関する取組の成果を広く還元するとともに、多様な主体の連携と協働を促進する場である「消費者教育フェスタ」において、成年年齢引下げの施行に向けて、18歳までに自らが主体的に判断し、責任を持って行動ができる能力を育むため、有識者による基調講演やパネルディスカッション、実践者による事例報告などを実施した。今後も、消費者教育の推進に関する法律や「消費者基本計画」(2020年3月31日閣議決定)、学習指導要領などを踏まえ、学校・家庭・地域・職域における消費者教育

を推進することとしている。

また、金融経済教育については、金融リテラシーの向上を通じて、国民一人一人が経済的に自立し、より良い暮らしを実現していくことを可能とする観点から、各種の取組を進めている。金融経済分野に関する記述がより充実した新学習指導要領が、中学校では2021年4月から、高等学校では2022年4月から順次実施されることを踏まえて、金融庁・財務局職員による出張授業（オンライン授業を含む）の実施や教員向け研修会への講師派遣を行うほか、高校生及び教員向けの授業動画や若年層向けの金融経済に関する解説動画のオンライン配信など、ICTの活用により幅広い層に対して金融経済教育を推進している。加えて、「高齢社会対策大綱」（2018年2月16日閣議決定）に基づき、勤労世代が職場を通じて資産形成を学べる機会を確保するための働き掛けを関係省庁、地方公共団体及び民間企業等に実施している。

・地域や学校における体験活動の推進

少子化の進展、地域社会の教育力の低下や家庭環境の多様化に伴う家庭教育の困難さなどの様々な問題が指摘される中、特に、子供たちの精神的な自立の遅れや社会性の不足が顕著になっていることから、次世代を担う子供たちが、規範意識や社会性、他人を思いやる心などを身に付け、豊かな人間性を育むことができるよう、発達の段階などに応じた様々な体験活動の機会を充実させることが求められている。

文部科学省では、放課後等に、学校の余裕教室等を活用して、全ての子供を対象として、安心・安全な活動拠点（居場所）を設け、地域住民の参画を得て、学習活動やスポーツ・文化芸術活動等の体験活動、地域住民との交流活動等の機会を提供する放課後子供教室などの地域学校協働活動を推進している。

また、次代を担う青少年の育成を図るため、家庭や企業などへ体験活動に対する理解

を求めていくための普及啓発を推進するとともに、青少年の体験活動の推進に関する調査や「青少年の体験活動推進企業表彰」を開催して企業が社会貢献活動の一環として行う青少年の体験活動の表彰と実践事例の普及等に取り組んでいる。加えて、青少年が自己肯定感を育むために有効な体験活動について、地方公共団体等と連携し効果的な実施モデルの検証を行っている。さらに、独立行政法人国立青少年教育振興機構において、全国28か所にある国立青少年教育施設における青少年の体験活動の機会と場の提供や指導者の養成、民間団体が実施する体験活動等に対する「子どもゆめ基金事業」による助成などを通して、青少年の体験活動を推進している。

学校教育において児童生徒の健全育成を目的として、自然体験や農山漁村体験などの様々な体験活動が行われており、それらの取組を支援している。

・文化・芸術活動の推進

子供たちが本物の実演芸術や伝統文化、生活文化等に触れ、日頃味わえない感動や刺激を直接体験することにより、豊かな感性と創造性を育むとともに、我が国の文化を継承、発展させる環境の充実を図るため、子供たちが、小学校・中学校等において、文化芸術団体や芸術家による実演芸術公演を鑑賞し、ワークショップ等を体験することを通じて、子供たちの豊かな感性や発想力を育む取組を推進している。そのほか、「全国高等学校総合文化祭」を、2020年度は7月31日から10月31日まで高知県で「WEB SOUBUN」としてインターネットを活用して開催した。

・自然とのふれあいの推進

優れた自然の風景地である国立公園等において、子供たちに自然や環境の大切さを学んでもらえるよう、自然保護官（レンジャー）やパークボランティアの指導・協力の下、自然体験や自然環境の保全活動などを行う機会を提供している。また、日本全国の国立公園

等のライブ画像を配信する「インターネット自然研究所」や「自然大好きクラブ」などのウェブサイトにより、様々な自然とのふれあいの場や自然体験イベント等に関する情報を幅広く提供している。

・農林漁業体験や都市と農山漁村との交流体験の推進

子供の農山漁村での宿泊による農林漁業体験や自然体験活動等を行う「子ども農山漁村交流プロジェクト」を通じ、都市農村交流の取組を推進している。また、国有林野では、優れた自然景観を有し、森林浴や自然観察、野外スポーツ等に適した森林を「レクリエーションの森」として設定（2020年4月1日現在、620か所）し、広く国民へ提供するなどの取組を行っている。また、この中でも特に優れた景観を有するなど、地域の観光資源として潜在能力の高い箇所を「日本美しの森にっぽんうつくお薦め国有林」として選定（93か所）し、ホームページ¹等で各地域の特徴や体験できるアクティビティの紹介等を随時行っている。（第2-2-7図）

第2-2-7図

「レクリエーションの森」の
ロゴマーク



資料：林野庁資料

・子供の遊び場の確保の推進

子供が身近な自然に安心してふれることができ、安全で自由に遊べる場所を地域に確保することは、子供の健全な育成のために重要である。子供の遊び場としての役割が求められる都市公園については、各種運動施設や遊戯施設等を有し、手軽にスポーツやレクリエーションを楽しむことができる公園などの整備を推進している。

また、地方公共団体が下水再生水の活用等により、親水性のある水辺空間の整備を行う際、「社会資本整備総合交付金」等による財政支援を実施している。河川空間については、身近な水辺等における環境学習・自然体験活動を推進するため市民団体や教育関係者、河川管理者等が一体となった取組体制の整備とともに、水辺の安全利用のための情報提供や学習プログラムの紹介など、水辺での活動を総合的に支援する仕組みを構築し、必要に応じ、水辺に近づきやすい河岸整備等（「水辺の楽校プロジェクト」：2019年度末288か所登録）を始めとする『『子どもの水辺』再発見プロジェクト』（2019年度末305か所登録）を実施している。

（地域の安全の向上）

災害時の乳幼児等の支援

地方公共団体において、「令和2年度総合防災訓練大綱」（2020年5月29日中央防災会議決定）に基づき、乳幼児、妊産婦等を含む要配慮者の参加を得ながら防災訓練を実施している。また、2013年6月の「災害対策基本法」（昭和36年法律第223号）改正において避難所における生活環境の整備等に関する努力義務規定が設けられ、その取組を進める上で参考となるよう主に市町村向けに避難所

1 https://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu_rinya/kokumin_mori/katuyo/reku/rekumori/index.html



運営に当たって被災した乳幼児、妊産婦等の要配慮者の支援に関して留意すべき点等も盛り込んだ「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」等を内閣府が策定・公表し、その内容の周知に努めている。

子供の事故防止

子供の死因の上位を占めている不慮の事故を防止するため、消費者庁では「子どもを事故から守る！プロジェクト」を推進している。具体的には、保護者などに向けた注意喚起を行うとともに、子供の不慮の事故を防ぐための注意点や豆知識などをまとめ、メール配信サービス「子ども安全メールfrom消費者庁」、「消費者庁 子どもを事故から守る！公式ツイッター」で定期的に配信するなど、子供の事故防止に関する啓発を行っている。また、2016年度には、「子供の事故防止に関する関係府省庁連絡会議」を設置¹し、2017年度より、関係府省庁が連携して集中的な広報活動を実施する「子どもの事故防止週間」を定めている（2020年度：7月20日～26日）。

・遊び場の安全対策の推進

都市公園における遊具については、安全確保に関する基本的な考え方を示した「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」を2014年6月に改訂し、各施設管理者への周知徹底を図っている。また、「社会資本整備総合交付金」等により、子供の遊び場となる都市公園における公園施設の改築等の安全・安心対策に対する支援を実施している。

・建築物等の安全対策の推進

建築物や昇降機等における子供の事故を防止し安全を守るためには、建築物等に要求される性能水準を維持し、常時適法な状態に保つことが必要である。このため、多数の者が

利用する特定の特殊建築物等について、建築物等の所有者等による維持保全計画の作成、定期報告制度等を通じ、適切な維持保全及び必要な改修を促進している。

また、類似の事故防止のため、ホームページにより事故情報の提供を行うとともに、社会資本整備審議会建築分科会建築物等事故・災害対策部会及び同審議会昇降機等事故調査部会において、建築物等に係る事故情報について継続的に分析・検討を行い、建築物等の事故防止を図っている。

予防のための子どもの死亡検証（Child Death Review）の体制整備

子供の死亡時に、複数の機関や専門家（医療機関、警察、消防、行政関係者等）が子供の既往歴や家族背景、死に至る直接の経緯、解剖結果等に関する様々な情報を基に死因調査を行うことにより、効果的な予防対策を導き出し予防可能な子供の死亡を減らすことを目的としたChild Death Review（CDR）について、「予防のための子どもの死亡検証体制整備モデル事業」の実施等を通じ、その体制を整備する。

幼稚園・保育所等における事故の発生・再発防止

2015年6月から「特定教育・保育施設等における事故情報データベース」²の運用を開始した。同年12月21日の「教育・保育施設等における重大事故の再発防止策に関する検討会最終取りまとめ」を踏まえ、2016年度より開催している「教育・保育施設等における重大事故防止策を考える有識者会議」において、特定教育・保育施設等における事故報告の傾向分析や再発防止の提言等を取りまとめた「特定教育・保育施設等における重大事故防止策を考える有識者会議年次報告」を

1 10府省庁（内閣府、警察庁、消費者庁、総務省消防庁、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、海上保安庁）で構成。

2 <https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/outline/index.html#database>

2018年から毎年公表し、事故に関する注意喚起を行う等、重大事故の再発防止に係る取組を進めている。

また、2016年3月31日付で公表された「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」について、改めて周知啓発資料等により周知徹底を行うとともに、各種会議、研修会等により地方公共団体、施設・事業者等に対し、特に重大事故が発生しやすい睡眠中、プール活動・水遊び中、食事中の場面に関する注意事項の周知徹底を図る等、安心かつ安全な保育を実施するよう事故防止の取組を推進している。

交通安全教育等の推進

家庭及び関係機関・団体等との連携・協力を図りながら、幼児や小・中・高校生に対し、正しい横断の仕方など安全に道路を通行するために必要な技能や知識を習得させるため、子供の発達段階や通行の態様に応じた交通安全教育を推進している。

また、保護者を対象とした交通安全講習会等を開催し、チャイルドシートの正しい使用の徹底、幼児二人同乗用自転車について、転倒等の具体的な危険性の周知や安全利用に係る広報啓発活動の推進、児童又は幼児が自転車に乗車する際のヘルメットの着用及び幼児を自転車に乗せる場合におけるシートベルトの着用促進などを図っている。

学校においては交通安全に関し、学習指導要領等に基づき、体育科・保健体育科や特別活動はもとより、各教科等の特質に応じ、教育活動全体を通じて計画的かつ組織的な指導に努めている。

犯罪等の被害の防止

警察においては、「登下校防犯プラン」（2018年6月22日登下校時の子供の安全確保に関する関係閣僚会議決定）等を踏まえ、登下校時間帯等における警察官による警戒・パトロールの重点的な実施を図るとともに、スクールサポーターや防犯ボランティア等の関

係団体と連携した見守り活動を推進しているほか、「子ども110番の家・車」等への支援、不審者情報等の迅速かつ確実な共有及び提供、学校等と連携した被害防止教育等を推進している。

また、都道府県警察の本部に設置された「子供女性安全対策班」の活動を始めとする性犯罪等の前兆とみられる声掛け、つきまとい等の段階で行為者を特定し、検挙又は指導・警告措置を講ずる先制・予防的活動を推進しているほか、子供を対象とした強制わいせつ等の暴力的性犯罪で服役し、出所した者について、法務省から情報提供を受け、対象者を訪問して所在確認を行い、必要があれば同意を得て面談を行うなど、再犯防止に向けた活動を推進している。

文部科学省においては、「登下校防犯プラン」を踏まえ、教育委員会・学校・警察・道路管理者・自治体・地域住民等が連携して防犯の観点から通学路の緊急合同点検の実施を依頼するとともに、通学路等で子供たちを見守る体制を強化するため、スクールガード・リーダーの配置やスクールガードの養成、見守り活動の支援など、学校安全ボランティア等を効果的に活用する仕組みを整備することにより、地域社会全体で、子供の安全を見守る体制の充実を図るなど、登下校時における安全確保対策の強化を推進している。

また、学校における防犯教室の講師となる教職員を対象とした都道府県等教育委員会が実施する講習会への支援など、子供が犯罪被害に遭わないための取組を推進している。

・インターネットに係る有害環境から子供を守るための取組の推進

関係省庁では、インターネットに起因する子供の犯罪被害等を防止するため、関係機関・団体等と連携し、携帯電話事業者に対する保護者へのフィルタリング等の説明強化に関する要請のほか、青少年が初めて自分のスマートフォン等を手にする春の卒業・進学・新入学の時期に重点を置いた保護者に対する

啓発活動等、保護者・青少年のインターネット・リテラシーを高めるための取組等を推進している。また、SNSの利用に起因する犯罪から子供を守るため、SNS事業者が参加する「一般社団法人ソーシャルメディア利用環境整備機構」（2020年4月設立）の活動支援をするなどしている。

さらに、文部科学省では、インターネット上のマナーや家庭でのルール作りの重要性を保護者等に対して周知するための学習・参加型のシンポジウムの開催や児童生徒向けの普及啓発資料の作成・配布等を実施している。

・子供、若年層に対する性的な暴力の根絶に向けた対策の推進

子供、若年層に対する性的な暴力の根絶に向け、「第5次男女共同参画基本計画」（2020年12月25日閣議決定）に基づき、子供、若年層に対する教育・啓発の強化、保護及び支援の体制整備を推進している。また、同計画及び「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」（2020年6月11日性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議決定）に基づき、入学・進学時期である毎年4月を「若年層の性暴力被害予防月間」とし、必要な取組を集中的に実施している。

・「安全・安心まちづくり」の推進

警察においては、関係省庁・関係団体等と連携し、防犯に配慮した犯罪の発生しにくい公園、道路、駐輪場等の公共施設等の整備・管理の普及を促進し、併せて、住宅についても防犯に配慮した住宅や防犯性能の高い建物部品の開発・普及を促進するなど犯罪防止に配慮した環境設計を行うことにより、犯罪被害に遭いにくい「安全・安心まちづくり」を

推進している。また、子供に対する犯罪の発生が懸念される学校周辺、通学路、公園、地下道、空き家等における危険箇所の把握・改善等の取組を支援するとともに、防犯灯や防犯カメラの整備を促進するなど、子供が犯罪被害に遭いにくいまちづくりを推進している。

子供の健康に影響を与える環境要因の解明

環境省では、環境中の化学物質等が子供の健康に与える影響を解明するため、2010年度から、「子どもの健康と環境に関する全国調査（エコチル調査）」を行っている。同調査は、全国の10万組の親子の協力を得て、血液や尿、母乳などの分析を行うとともに、生まれてきた子供の健康状態を追跡する大規模な疫学調査である。

同調査を実施することで、子供の発育や発達に影響を与える化学物質等の環境要因が明らかになることから、子供特有のばく露や子供の脆弱性を考慮した適正な環境リスク評価・リスク管理を行うことが可能となる。さらには、安全・安心な子育て環境の実現・少子化対策にも資するものである。

同調査は、調査開始から2014年3月までの3年間で約10万人の妊婦の参加登録を終え、その後は妊婦から生まれた子供の追跡調査（質問票調査）を継続して実施している。また、2014年度からは、詳細調査（全国調査10万人の中から抽出された5千人程度を対象として実施する調査）を開始し、環境試料採取、医師による健康調査、精神発達調査及び生体試料採取を継続して実施している。

2021年3月時点で、同調査の全国データを用いた学術論文が158掲載されエコチル調査のホームページ¹で掲載されるとともに、今

1 子どもの健康と環境に関する全国調査（エコチル調査）ホームページ
<http://www.env.go.jp/chemi/ceh/>



後さらなる調査成果の増加が見込まれる。これらの調査成果をわかりやすく国民に伝え、化学物質のリスクについて向き合うことが可能な機会を広げるための取組として、「地域の子育て世代との対話事業」を実施している。

10 障害のある子供、貧困の状況にある子供、ひとり親家庭等様々な家庭・子供への支援

(貧困の状況にある子供への支援)

子供の貧困対策の推進

子供の貧困対策については、2013年6月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（平成25年法律第64号）が成立し、これを受け、政府は、「子供の貧困対策に関する大綱」（2014年8月29日閣議決定）等に基づき、様々な施策を実施してきた。これらを踏まえ、2019年6月、議員提出による「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」（令和元年法律第41号）が成立した。目的として、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、子供の「将来」だけでなく「現在」の生活等に向けても子供の貧困対策を総合的に推進することが明記されるとともに、基本理念として、子供の最善の利益が優先考慮されること、貧困の背景に様々な社会的要因があること等が明記された。また、市町村が子供の貧困対策についての計画を定めるよう努める旨が規定されるとともに、「子供の貧困対策に関する大綱」の記載事項として子供の貧困対策に関する施策の検証及び評価そのほかの施策の推進体制に関する事項が追加された。

こうした法改正の趣旨や幅広く関係者から意見聴取を行った子供の貧困対策に関する有識者会議における提言等を踏まえ、政府は2019年11月29日に「子供の貧困対策に関する大綱」を閣議決定した。当該大綱においては、①親の妊娠・出産期から子供の社会的自立までの切れ目のない支援体制の構築、②支

援が届いていない、又は届きにくい子供・家庭に配慮した対策の推進、③地方公共団体による取組の充実等を分野横断的な基本方針として定めるとともに、教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援等を総合的に推進していくこととしている。

内閣府、文部科学省、厚生労働省、独立行政法人福祉医療機構は、子供の貧困対策が国をあげて推進されるよう、官公民の連携・協働プロジェクトとして「子供の未来応援国民運動」を推進している。（第2-2-8図）

主な事業としては、広報・啓発活動や支援活動を行う団体とその活動をサポートする企業等とのマッチングの推進、草の根で支援を行う特定非営利活動法人等に対する民間資金を活用した「子供の未来応援基金」による支援等があげられる。

第2-2-8図 子供の未来応援国民運動 広報啓発ポスター



資料：内閣府資料

広報・啓発活動については、ホームページ¹、SNS等を通じて、国民向けに広く情報発信と普及啓発を行っているほか、支援を必要とする団体や支援を希望する企業等が参加するフォーラム²を開催している。また、学習支援、子供食堂、フードバンクのそれぞれの分野における全国的なネットワークを有する団体が支援の窓口として相談や問合せに対応したり、支援物資等の配分調整等を行ったりする、「子供の未来応援マッチングネットワーク推進協議会」を通じて、支援リソースと支援ニーズのマッチングを推進している。

「子供の未来応援基金」については、企業や個人に子供の貧困に対する理解を求め、協力を呼び掛けてきた結果、2020年度末時点で約15億200万円の寄付が寄せられ、これまで4回にわたり子供たちに寄り添った活動を行う延べ333団体に対して支援を行い、2020年7月には、新型コロナウイルス感染症に係る情勢を踏まえ、食料の配布やオンライン学習支援など、感染症対策を踏まえた緊急かつ柔軟な支援を行えるようにするため、20のNPO法人等に対し「子供の未来応援基金」による緊急支援を行った。2021年1月には、公募に対して申請のあった327団体から、基金事業審査委員会による審査等を経て96団体を選定し、同年4月からの活動に支援金を交付することを決定した。

また、内閣府では、「地域子供の未来応援交付金」により、地方公共団体が地域の実情に応じて子供の貧困対策を進めていくため、地方公共団体における子供の貧困対策についての計画の策定、新型コロナウイルス感染症対応も含めた子供たちと支援を結びつける事業等の取組を支援している。

さらに、新型コロナウイルス感染症の影響が長引く中、生活の困窮による孤立等の課題に対応するため、2021年3月、「非正規雇用労働者等に対する緊急支援策について」(2021

年3月16日新型コロナに影響を受けた非正規雇用労働者等に対する緊急対策関係閣僚会議取りまとめ)が取りまとめられた。この緊急支援策の「NPO等を通じた孤独・孤立、自殺対策等」の一つとして、「地域子供の未来応援交付金」による支援を拡充し、子ども食堂や学習支援といった子供たちと支援を結びつけるつながりの場をNPO等に委託して整備する地方公共団体を緊急的に支援している。

子供の貧困対策を総合的に推進するに当たっては、子供の貧困の実態を適切に把握し、実態を踏まえて施策を推進していく必要がある。「子供の貧困対策に関する大綱」(2019年11月29日閣議決定)においては、子供の貧困の実態等を把握するための調査研究や、子供の貧困に関する指標に関する研究等を実施することとされている。内閣府においては、地方公共団体が子供の貧困に関する実態調査を実施する際の参考となるよう、2019年度に子供・親向けアンケート調査の共通調査項目案を作成し、公表した。2020年度には、内閣府において、子供や家庭の現在の生活・経済状況、将来の貧困に影響を与える可能性のある行動実態、支援施策の利用状況等について、全国を対象に、子供の貧困に関する実態調査を試行的に実施した。

また、沖縄県では、深刻な状況にもかかわらず行政の支援が子供に行き届いていないことや、日中にとどまらず夜間も子供の居場所がないことなど、沖縄特有の課題に緊急に対応するため、2016年度より居場所の運営支援や子供の貧困対策支援員の配置を、集中的に実施しており、県内で支援員118人を配置、居場所156か所を開所している(2020年3月時点実績値)。

1 <https://www.kodomohinkon.go.jp/>

2 2020年度はオンラインで開催。

(ひとり親家庭支援)

ひとり親家庭の貧困率は改善傾向にある¹が、依然として厳しい状況に置かれていることを踏まえ、「子供の貧困対策に関する大綱」(2019年11月29日閣議決定)に基づき、①子育て・生活支援、②就業支援、③養育費確保支援、④経済的支援という四つの柱に沿って、

- ・ 支援を必要とするひとり親家庭が行政の相談窓口確実につながるよう、地方公共団体の相談窓口のワンストップ化の推進
- ・ 放課後児童クラブ等の終了後にひとり親家庭の子供の生活習慣の習得・学習支援や食事の提供等を行うことが可能な居場所づくり
- ・ 高等職業訓練促進給付金等による就職に有利な資格の取得の促進
- ・ 養育費等相談支援センターにおける、養育費の取り決めや面会交流に関する支援
- ・ 児童扶養手当の支給や、母子父子寡婦福祉資金貸付金の貸付

等、総合的な支援を実施している。

また、ひとり親家庭については、経済的基盤が弱く厳しい状況にある中で、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、特に大きな困難が生じている。このため、2020年度において、低所得のひとり親世帯への臨時特別給付金の支給を始めとする生活を支えるための支援や、テレビ電話・SNS等を活用した相談支援を始めとするひとり親家庭等からの相談支援体制の構築・強化など、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえたひとり親家庭への支援を行っている。

子育て・生活支援

ひとり親家庭の親は、子育てと生計の維持を一人で担っており、生活面や経済面で様々

な困難を抱えているケースが多いことから、個々の事情に寄り添った、きめ細かな支援を行う必要がある。「母子及び父子並びに寡婦福祉法」(昭和39年法律第129号)において、保育所等の利用調整を行う際のひとり親家庭の子供に対する特別な配慮を地方公共団体に義務付けている。

また、乳幼児又は小学校に就学する児童のいる家庭が就業上の理由で帰宅時間が遅くなる場合などに定期的に家庭生活支援員(ヘルパー)の派遣等を行う「ひとり親家庭等日常生活支援事業」や、ひとり親家庭の親を対象にして、ファイナンシャルプランナー等の専門家を活用した家計管理等の講習会、ひとり親家庭の子供の生活習慣の習得・学習支援や食事の提供等を行うことが可能な居場所づくり、ひとり親家庭が集い、交流や情報交換を行う場所の提供等を行う「ひとり親家庭等生活向上事業」を実施している。さらに、ひとり親家庭等に対して、地域の民間団体の活用等による出張・訪問相談、同行支援や継続的な見守り支援を実施している。

なお、「子育て援助活動支援事業」(ファミリー・サポート・センター事業)においては、ひとり親家庭等の利用支援を行う地方公共団体に対して補助を実施している。

就業支援

ひとり親家庭の親の就業率は高いが、就業しても収入は低い傾向にある²ことから、より良い収入・雇用条件等で就労することにより、経済的な自立が図られるようにするため、就業支援を行うことが非常に重要である。

個々のひとり親家庭の実情に応じた自立支援プログラムを策定し、就業相談から就業支援講習会、就業情報の提供等の一貫した就業支援サービス等を提供する母子家庭等就業・

1 「2019年国民生活基礎調査」によると、ひとり親家庭(大人が一人で子どもがいる現役世帯)の貧困率は48.1%となっており、前回調査時(2016年)の50.8%と比べて2.7ポイント改善している。

2 母子家庭の81.8%、父子家庭の85.4%が就労している(平成28年度全国ひとり親世帯等調査)。一方、総所得については、「児童のいる世帯」の745.9万円に対し、母子世帯は年間306.0万円に留まる(2019年国民生活基礎調査)。

自立支援センターやひとり親を含む子育て女性等に対するきめ細かな就職支援を実施するマザーズハローワーク等との連携のもと、プログラムに基づいたきめ細かな生活支援や就業支援等を実施している。

また、生活の安定に資する就業に向けた資格取得を促進するため、地方公共団体が指定する就職に結び付きやすい教育訓練講座を受講した際に、受講料の一部を支給する「自立支援教育訓練給付金」や、看護師、保育士等、就職に有利となる資格を取得するために、養成機関在学中の生活費の負担を軽減する「高等職業訓練促進給付金」の支給等を実施している。

事業主への支援としては、ひとり親家庭の親を、ハローワーク等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対して、賃金の一部に相当する額を助成する「特定求職者雇用開発助成金」等を実施している。

養育費の確保等

離婚したひとり親家庭等にとって養育費の確保は重要であることから、養育費に関する法的な知識をわかりやすく解説したパンフレットを離婚届用紙と同時に配布するなどして、養育費の支払を確保するための周知・広報を実施している。また、第三者から債務者の財産に関する情報を取得する制度を新設するなど、「民事執行法」（昭和54年法律第4号）の改正による強制執行手続の改善を図っており、これは養育費の履行確保にも資するものである。

地方公共団体が設置する母子家庭等就業・自立支援センターに養育費専門相談員を配置し、養育費の取り決めや支払いの履行・強制執行に関する相談・調整や情報提供を行うとともに、国においては養育費等相談支援センターを設置し、母子家庭等就業・自立支援センターで受け付けられた困難事例等への対応や、養育費専門相談員等地域で養育費相談に従事している人を対象とする研修、ホーム

ページ等による情報提供を実施している。

養育費や面会交流の取り決めを促進する観点から、弁護士等による支援を含め、離婚協議の前後から、父母が子供の福祉を念頭に置いて離婚後の生活等を考えるための「親支援講座」を行う、「離婚前後親支援モデル事業」を実施している。

また、2011年6月に「民法」（明治29年法律第89号）が改正され（2012年4月1日施行）、協議離婚で定めるべき「子の監護について必要な事項」の具体例として、養育費の分担と親子の面会交流が明示された。面会交流は子の健やかな成長を確保する上で有意義であるなどの観点から、面会交流の実現を支援していく必要がある。このため、「母子家庭等就業・自立支援事業」のメニューとして、取決めのある面会交流の円滑な実施に向けた支援（相談、日程調整、付添い等）を行う事業を実施し、面会交流に関する相談支援体制の充実も図っている。

離婚届書に養育費の分担や面会交流に関する取決めの有無をチェックする欄を加えた。また、養育費及び面会交流に関する合意書のひな形及び記入例などを掲載したパンフレットを作成し、全国の市町村において、離婚届書と同時にこれを配布するなどの周知活動に取り組んでいる。

経済的支援

ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与するため、児童扶養手当を支給するほか、ひとり親家庭等の生活や子供の就学に必要な資金等について貸付けを行う「母子父子寡婦福祉資金貸付金」の貸付けを行っている。

2020年の「児童扶養手当法」（昭和36年法律第238号）の改正により、児童扶養手当と障害年金の併給調整の方法を見直し、ひとり親の障害年金受給者が、児童扶養手当の額と障害年金の子の加算部分の額との差額を受給できるようにしている（2021年3月施行）。

また、未婚のひとり親に対して、死別・離

別のひとり親に対する税制上の控除と同様の措置を講ずることとした（2020年分以後の所得税、2021年度分以後の個人住民税について適用）。

新型コロナウイルス感染症の影響により、子育てと仕事を一人で担う低所得のひとり親世帯について、子育てに対する負担の増加や収入の減少などにより特に大きな困難が心身に生じていることを踏まえ、2020年度第2次補正予算により、ひとり親世帯臨時特別給付金の支給を実施した。さらに、ひとり親世帯は、非正規雇用労働者の割合が高く収入が少ないなど、元々経済的基盤が弱く厳しい状況にある中で、その生活実態が依然として厳しい状況にあること¹等を踏まえ、年末年始に向け、2020年度予備費を活用して給付金の基本給付（2020年度第2次補正予算分）の支給対象者に対して、再度、同様の基本給付の支給を実施した。

2021年3月に取りまとめられた「非正規雇用労働者等に対する緊急支援策について」（2021年3月16日新型コロナに影響を受けた非正規雇用労働者等に対する緊急対策関係閣僚会議取りまとめ）に基づき、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、低所得の子

育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金を支給することとした。また、ひとり親の安定就労を通じた中長期的な自立支援や住居確保につなげるため、高等職業訓練促進給付金に係る訓練受講期間を柔軟化し、対象資格の範囲を拡大するとともに、自立に向けて意欲的に取り組んでいる低所得のひとり親世帯に対する償還免除付のひとり親家庭住宅支援資金貸付等を行うこととした。

（児童虐待の防止、社会的養育の充実）

児童福祉法等改正法の着実な施行

・児童虐待の現状と児童虐待防止対策

児童虐待への対応については、「児童虐待の防止等に関する法律」（平成12年法律第82号。以下「児童虐待防止法」という。）及び児童福祉法の累次の改正や民法などの改正により、制度的な充実が図られてきた。一方で、全国の児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数は一貫して増加し、2019年度には児童虐待防止法制定直前の約17倍に当たる、19万3,780件となっている。子供の生命が奪われるなど重大な児童虐待事件も後を絶たず、児童虐待の防止は社会全体で取り組むべき重要な課題である。（第2-2-9図）

1 独立行政法人労働政策研究・研修機構「新型コロナウイルス感染症のひとり親家庭への影響に関する緊急調査」（2020年12月）